

平成 29 年度 第 6 回理事会次第

日 時：平成 30 年 1 月 21 日（日）10：00～

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室
（千葉市中央区千葉港 7-1 塚本千葉第五ビル 3 階）

1. 出席者及び資料の確認
2. 開 会
3. 会長挨拶
4. 議 題
 - (1) 会長と三役会からの報告
 - (2) 各委員会報告事項に対する質疑
(事前送付資料によりご確認ください)
 - (3) 議事
 - ① 三役会より
 - ② 臨時総会資料について
 - ③ 各委員会より
5. 閉 会
 - 次回理事会予定 第 7 回 理 事 会：平成 30 年 3 月 11 日(日)10：00～
 - 場 所：ホテルリブマックス千葉美浜

福祉と司法の千葉県連絡協議会 規約

2017年11月 日制定

第1条 (名称)

本会は、福祉と司法の千葉県連絡協議会と称する。

第2条 (所在地)

本会は、事務局を千葉県弁護士会（社会福祉委員会）内に置く。

第3条 (目的)

本会は、構成会及び構成会に所属する会員とともに協力・連携し合い、主に千葉県内における福祉と司法の助言、指導等を要する方々への支援を行うこと、またその支援に必要な情報を集約・発信することを目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は、前条の目的を実現するため、下記活動を行う。

- ① 県内における福祉と司法の協力・連携に必要な情報の交換
- ② 支援を必要とする方々を主な対象とした合同相談会等の実施
- ③ 上記相談会等の情報の集約・発信
- ④ 構成会相互の親睦を図る交流
- ⑤ 合同研修会の開催
- ⑥ その他関連する活動

第5条 (会員)

本会は、千葉県弁護士会、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人千葉県社会福祉士会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会、一般社団法人千葉県臨床心理士会で構成する。

第6条 (世話人及び事務局員)

本会には、世話人若干名（互選により代表世話人を置くことができる。）、事務局員若干名を置く。世話人及び事務局は、全体会での会員の互選により一年ごとに改選する。ただし重任を妨げない。

第7条 (会議・意思決定)

- 1 全体会の召集は世話人会が行う。
- 2 世話人は、世話人会を開くことができる。
- 3 本会の決定は、不定期に開催される全体会議で行い、方法は参加者の多数決とする。
- 4 全体会議及び世話人会の開催要件（定足数等）は特に設けないが、開催時期・場所については、事前に会員に告知することを要する。

第8条（メーリングリスト）

議事録の共有、相互の意見交換のためにメーリングリストを作成する。

第9条（規約の変更）

本規約は、全体会議での多数決により自由に変更することができる。

第10条（解散）

本会は、全体会議での決定により、解散する。

【報告事項】

1. 地域集会実施報告及び実施予定

| 日時 | 地区 | 内容 | 参加人数 |
|--------|--------------|---|------|
| 6月9日 | 市原 | 『琢心会の地域づくり実践報告』 | 22 |
| 6月24日 | 長生・夷隅 | 地域のみなさんを手伝いたい！～ひびき手伝い隊の取り組み～ 新しい地域包括支援体制を考える～社会福祉士の役割と今できること～ | 12 |
| 6月24日 | 船橋・鎌ヶ谷 | 生活困窮者自立支援制度について | 21 |
| 7月12日 | 緑区 | 情報交換 | 15 |
| 7月23日 | 佐倉・四街道・八街 | LGBTQ の悩みは、生活の悩み～性の多様性の尊重と社会福祉士の関わり」 | 13 |
| 9月9日 | 山武・東金・芝山・横芝光 | みんながお互いに支え合い喜び合い、共に生きる。そんな大きな家族を目指す活動 | 19 |
| 9月16日 | 船橋・鎌ヶ谷 | 知的障がい者の親として～ 「私たちは、こんな後見人がほしい」 | 23 |
| 9月17日 | 印西 | 成年後見制度について | 25 |
| 10月6日 | 長生・夷隅 | 市役所内に配置された委託相談支援事業所の意義と役割 ～地域共生社会を考える～ | 33 |
| 11月11日 | 佐倉・四街道・八街 | RJ(Restorative Justice)修復的対話。やられたらやり返す応報的なやり取りではなく、回復と和解を目指す取り組みです。 | 12 |
| 11月24日 | 市原 | 『地域生活連携シートを活用し、医療・介護関係者同士の連携の事例報告』 | 17 |
| 12月8日 | 安房 | 「スクールソーシャルワーカーって何？」 | 21 |
| 12月9日 | 全域(船橋・鎌ヶ谷) | 言語聴覚士って何？ その役割は？ | 16 |
| 12月16日 | 長生・夷隅 | 「たがやせ！共生社会の土づくり」 | 33 |

※8地区 14回開催 282人参加 1月12日現在

【理事会決議・承認依頼事項】

・規程第 20 号地域集会開催要項の一部変更について理事会の承認を求めます。

変更理由：地域集会への講師謝礼の補助をできるようにするため

地域集会地区割が示されていないため別表を追加する。

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>第 2 条 地域集会の地区割りは隣接市区町村を単位として在住在勤の本会正会員数を基に定め、参加者は社会福祉士（会員、非会員は問わない）を基本とする。</p> | <p>第 2 条 地域集会の地区割りは隣接市区町村を単位として別表に定め、参加者は社会福祉士（会員、非会員は問わない）を基本とする。</p> |
| <p>第 5 条 費用の補助について次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 会員宛の開催案内を送付するにあたり、地区在住、在勤の会員の人数分の切手と宛名のタックシールを支給する。</p> <p>(2) 会場使用料のうち一回当たり 5, 0 0 0 円を限度として実費を補助する。</p> <p>(3) 開催についての事前申請のフォーマットを作り、切手等の支給枚数及び、会場使用料の確認を行う。</p> | <p>第 5 条 費用の補助について次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 会員宛の開催案内を送付するにあたり、地区在住、在勤の会員の人数分の切手と宛名のタックシールを支給する。</p> <p>(2) 会場使用料のうち一回当たり 5, 0 0 0 円を限度として実費を補助する。</p> <p>(3) <u>講師謝礼のうち一回当たり 1 0, 0 0 0 円を限度として実費を補助する。</u></p> <p>(4) <u>地域集会申請様式により切手等を支給し、地域集会報告様式の提出により会場使用料ならびに講師謝礼の補助を行う。</u></p> |

地域集会地区割（規程20号別表）

| 地区名 | 郡・市・区 |
|------|----------------------|
| 地区1 | 香取郡・旭市・香取市・匝瑳市・銚子市 |
| 地区2 | 山武郡・大網白里市・山武市・東金市 |
| 地区3 | 夷隅郡・長生郡・いすみ市・勝浦市・茂原市 |
| 地区4 | 安房郡・鴨川市・館山市・南房総市 |
| 地区5 | 袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市 |
| 地区6 | 市原市 |
| 地区7 | 千葉市 中央区・緑区・若葉区 |
| 地区8 | 千葉市 稲毛区・美浜区 |
| 地区9 | 千葉市 花見川区・習志野市・八千代市 |
| 地区10 | 鎌ヶ谷市・船橋市 |
| 地区11 | 市川市・浦安市・松戸市 |
| 地区12 | 我孫子市・柏市・流山市・野田市 |
| 地区13 | 印旛郡・印西市・白井市・富里市・成田市 |
| 地区14 | 佐倉市・八街市・四街道市 |

地域集会 事前申請(規程20号別紙-2)

総務委員長 様

| | |
|-----|--|
| 地区 | |
| 世話人 | |
| 日時 | |
| 場所 | |
| 参加費 | |
| 内容 | |
| 備考 | |

参加対象 地区内 全域

メール配信 希望する 希望しない

HP掲載 希望する 希望しない

タックシール 在住 在勤 不要

切手 枚 ※在住+在勤数を限度とします

地域集会 開催報告(規程20号別紙-3)

総務委員長 様

| | |
|-----|--|
| 地区 | |
| 世話人 | |

| | |
|------|---|
| 日時 | |
| 参加者数 | 名 |
| 切手残数 | 枚 |

感想等:

【添付資料】

なし

【報告事項】

1 点と線発行の進捗

第 96 号 3 月 20 日発送予定

(内容)

特集「世代毎のソーシャルワーク論」

地域集会（鎌ヶ谷・船橋）

トピックス 「子ども応援のわ」取材記事

2 ホームページレイアウト変更

[県民の皆様へ](#) [困ったときは？](#)

のページがあるのですが情報を更新し、本会の相談事業を紹介したい。

権利擁護に関する相談事業の他に、本会で実施している相談事業があれば、事業名と担当者のお名前を情報ください。広報部会から担当者に情報収集し、ホームページへ掲載します。

(1) 権利擁護に関する相談事業

成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応えています。

○週 2 回（火および木曜日）午前 10 時から午後 4 時

○料金：無料

○方法：電話・来訪相談

○電話番号 043-238-2866

○相談の場所 千葉市中央区千葉港 7-1 塚本千葉第 5 ビル 3 階 千葉県社会福祉士会事務局

(2) その他

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1) 平成29年度 基礎研修日程、テキスト代 (送料含む) 7,000 円

①基礎研修Ⅰ 定員 80名 申込受講人数 74名 最終受講生61名

受講料 5000 円

開催日

平成29年 9月 3日 (土) 集合研修① ホテルリブマックス千葉美浜 済み
 平成30年 2月11日 (土) 集合研修② ホテルリブマックス千葉美浜

②基礎研修Ⅱ 定員 40名 申込受講人数 45名

受講料 30,000 円

平成29年度から基礎研修Ⅱ,ⅢDVD活用研修廃止→すべて生講義とする。

開催日

平成29年 5月28日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み
 平成29年 6月25日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ (午前のみ) 社会福祉センター 済み
 平成29年 7月23日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み
 平成29年 8月20日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み
 平成29年 9月24日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み
 平成29年10月22日: 人材育成系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み
 平成29年11月12日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ 社会福祉センター 済み
 平成29年11月26日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ (午前のみ)
ホテルリブマックス千葉美浜 済み
 平成29年12月24日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ
 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター 済み
 平成30年 1月28日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜
 平成30年 2月25日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター

他県の受講生を受け入れながら実施

③基礎研修Ⅲ 定員20名 申込受講人数 17名

受講料 50,000円

会場および日程は基礎研修Ⅱと同じです。

開催日

| | | | | |
|-------|---------|----------------|---------------|----|
| 平成29年 | 5月28日: | 実践評価・実践研究系科目Ⅰ | ホテルリブマックス千葉美浜 | 済み |
| 平成29年 | 6月25日: | 実践評価・実践研究系科目Ⅰ | | |
| | | ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ | 社会福祉センター | 済み |
| 平成29年 | 7月23日: | 実践評価・実践研究系科目Ⅰ | ホテルリブマックス千葉美浜 | 済み |
| 平成29年 | 8月20日: | 権利擁護・法学系科目Ⅰ | ホテルリブマックス千葉美浜 | 済み |
| 平成29年 | 9月24日: | 地域開発・政策系科目Ⅰ | ホテルリブマックス千葉美浜 | 済み |
| 平成29年 | 10月22日: | 地域開発・政策系科目Ⅰ | ホテルリブマックス千葉美浜 | 済み |
| 平成29年 | 11月12日: | サービス管理・経営系科目Ⅰ | 社会福祉センター | 済み |
| 平成29年 | 11月26日: | サービス管理・経営系科目Ⅰ | | |
| | | (午前のみ) | ホテルリブマックス千葉美浜 | 済み |
| 平成29年 | 12月24日: | サービス管理・経営系科目Ⅰ | 社会福祉センター | 済み |
| 平成30年 | 1月28日: | 人材育成系科目Ⅰ | ホテルリブマックス千葉美浜 | |
| 平成30年 | 2月25日: | 人材育成系科目Ⅰ | 社会福祉センター | |

他県の受講生を受け入れながら実施

2 研修委員会 日程会議予定

平成30年2月3日(土) AM10:00~12:00 事務局奥

3 平成29年度 社会福祉士受験対策講座

東京成徳大学、和洋女子大学 終了

- 【添付資料】
- ・添付1-名簿登録員規程の一部追加および変更（改正案）
 - ・添付2-法人後見の業務監査に関する規程（案）
 - ・添付3-法人後見の実施に関する細則（改正案）

【活動報告】

○ 第5回 ぱあとなあ千葉 運営委員会

日時：12月6日（水） 16：00 ～ 18：20

場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出席：今川・小川・奥野・片野・櫻井・篠田・四ノ宮・鈴木・田中・辻村・服部・福島・吉田

部会報告

・研修部会 ①弁護士との事例研修

- ・10月28日 10：00～12：00（千葉） 「依存症について」佐久間弁護士
- ・11月4日 10：00～12：00（柏） 「意思能力について」神保弁護士

② 第6回サポート千葉

- ・11月25日 13：30～16：30 「ヒヤリハット事例」吉田愛子

③ 必須登録員研修：11月23日 10：00～16：30

- 午前 「相続に関するトラブル対策と負債処理」 酒井司法書士
- 午後 「後見人の財産管理のポイント」 桐谷税理士

④ 成年後見人材育成研修・名簿登録研修 参加者12名（千葉9・茨木3）

・コーディネート部会 部員検討

・業務管理部会 2018年活動報告書の変更 検討

・リスクマネジメント部会 11月29日 17：00～19：00 名簿登録規程の見直しの件他

議題： 1 ささえあい制度・ぱあとなあ千葉名簿登録規定について

改定案の検討： ・内容を整理して、ひきつづき検討する。

2 2018年活動報告書の変更について： ・書式変更について。

3 その他（案内）

・成年後見研究会

日時 2月25日（日）13：00～16：00 対象 一般市民

会場 千葉県経営者会館 6階大ホール （参加：奥野・福島）

内容 「成年後見早わかり講座」

・必須登録員研修

日時 2月3日（土）9：00～16：30

会場 千葉県社会福祉センター 5階研修室

内容 「アセスメントツールを使い伝達研修・演習」

【理事会決議・承認依頼事項】

① 名簿登録員規程の一部追加および変更（改正案）

② 法人後見の業務監査に関する規程（案）

③ 法人後見の実施に関する細則（改正案）

上記、①・②・③の承認を求めます。

【理事会決議・承認依頼事項】

1 ばあとなあ千葉名簿登録員規程の一部追加および変更について理事会の承認を求めます。

追加理由) 本会登録会員の後見活動に関し、関係機関等から本会に苦情等があった場合に、その調査の必要性の可否、登録員に調査の協力、個別面談の要請についての根拠規程を明文化し、苦情対応の実施について定めるため。

追加箇所) 現行規定の第 13 条（登録員に対する支援）の後に、第 14 条を（苦情対応）とし、新規に追加する。

変更箇所) 現行規定第 14 条を第 15 条とし、第 15 条を第 16 条とする。

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>第 13 条（登録員に対する支援）</p> <p>第 14 条（名簿の管理と活用）</p> <p>第 15 条（改廃）</p> | <p>第 13 条（登録員に対する支援）</p> <p>第 14 条（苦情対応）</p> <p>登録員の後見活動に関し、家庭裁判所、行政機関、被後見人またはその親族、その他の関係機関等から本会に対し苦情等があったときは、本会は調査の必要性の可否を判断し登録員に調査への協力を求めることができる。その際、登録員は後見活動の一切の関係書類を本会に提出し調査に協力しなければならない。また、この目的を円滑に遂行するため、個別面談の要請を受けた当該登録員はこれに応じなければならない。なお、この個別面談を行う場合には、ばあとなあ千葉が別途定める「個別面談実施の際の手続き」に従ってこれを行うものとする。</p> <p>2. 当該登録員が本会の調査に協力を拒んだ場合には、本会は当該登録員について本規程第 5 条（登録の削除）を準用することができる。</p> <p>第 15 条（名簿の管理と活用）</p> <p>第 16 条（改廃）</p> |

一般社団法人千葉県社会福祉士会
法人後見の業務監査に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）が、「法人後見に関する規程」（規程第16号、以下「規程」という）の第9条（法人後見業務第三者委員会）および「法人後見の実施に関する細則」（規程第17号、以下「細則」という）の第9条（業務監査）に従って、本会が行う法人後見の業務監査を実施するに当たって準拠すべき体制、手順、およびその他必要となる諸手続等について、具体的に定めることを目的とする。

（監査委員会および監査委員）

第2条 監査委員会の構成および選任は、「細則」第9条による。

（監査委員会の開催）

第3条 監査委員会の開催は、年1回の定期監査とするが、監査委員会の判断により必要と認める場合には、随時監査を実施できるものとする。

（監査の対象）

第4条 監査の対象は、監査委員会の判断によるが、少なくとも下記の項目が含まれるものとする。

- （1）ばあとなあ千葉活動報告書 個別報告1-1、1-2、1-3、1-3
付表
- （2）家庭裁判所に提出する後見等事務報告書、報酬付与申立書、財産目録および預金通帳のコピー等添付書類一式
- （3）上記の他、当該事案に関し家庭裁判所に提出した申立書等書類

（監査の実施）

第5条 監査の実施日時および場所については、本会会長が各監査委員と調整の上、これを決定し、少なくとも1か月前までに各関係者に通知するものとする。

（監査委員会に出席すべき者）

第6条 監査委員会には、法人後見チームのメンバーおよび法人後見事務執行

添付 2

者（主担当者および副担当者）が出席するものとする。

（監査報告書）

第 7 条 監査委員会は、監査実施後、監査の内容および指摘事項等を含む監査報告書を作成し、本会会長あてに提出するものとする。

（補則）

第 8 条 この規程に定められていない事項については、本会の関連する他の規程に従うものとする。

（この規程の改廃）

第 9 条 この規程を改正する場合には、理事会の承認に基づいてこれを行うものとする。

附則

この規程は、本会理事会の承認を得た日から施行する。

施行日 平成 年 月 日

【理事会決議・承認依頼事項】

1 一般社団法人千葉県社会福祉士会 法人後見の業務監査に関する規程（案）（別紙添付）
 （提案理由）この規定は、本会がおこなう法人後見の業務監査を実施するにあたり準拠すべき体制、
 手順、及びその他必要となる諸手続等について定め、業務監査をおこなうため。

2 一般社団法人千葉県社会福祉士会法人後見の実施に関する細則（改定案）
 （変更理由）

第 8 条（法人後見チーム）：チーム長及び構成員の明確化をおこなうため。

第 9 条（業務監査）：定期報告書及び監査月日の変更は、後見実情との調整をおこなうため。

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>第 8 条（事務執行体制）</p> <p>（1）理事会 （2）運営委員会</p> <p>（構成）法人後見チームは、ぱあとなあ千葉担当の理事、<u>運営委員会の委員長および副委員長の職にある者は全員、およびその他の法人後見担当委員によって構成されるものとする。</u></p> <p>第 9 条（業務監査）</p> <p>本事業の監査を目的として、規程第 9 条に定めるところに従い、第三者による法人後見業務監査委員会（以下「監査委員会」）を置く。監査委員会の構成は、法律、医療・保健・福祉関係者、学識経験者、県民を代表する者等の中から会長が選任するものとする。</p> <p>2 監査委員会は、<u>年 2 回（2 月、8 月）の定期監査のほか、運営委員会の求めに応じて、または監査委員会の独自の判断により随時、監査を実施するものとする。</u></p> | <p>第 8 条（事務執行体制）</p> <p>（1）理事会 （2）運営委員会</p> <p>（構成）法人後見チームは、ぱあとなあ千葉担当の理事、ぱあとなあ千葉の運営委員長および副委員長の職にある者は全員、および<u>業務管理部会、リスクマネジメント部会、コーディネート部会から各 1 名の委員が加わって構成されるものとし、チーム長は業務管理部会長とする。</u></p> <p>第 9 条（業務監査）</p> <p>本事業の監査を目的として、規程第 9 条に定めるところに従い、第三者による法人後見業務監査委員会（以下「監査委員会」）を置く。監査委員会の構成は、法律、医療・保健・福祉関係者、学識経験者、県民を代表する者等の中から会長が選任するものとする。</p> <p>2 監査委員会は、<u>年 1 回の定期監査のほか、運営委員会の求めに応じて、または監査委員会の独自の判断により随時、監査を実施するものとする。</u></p> |

以上、上記 1・2 について、理事会の承認をもとめます。

【添付資料】

なし

【報告事項】

活動状況等

1 弁護士との協議会

11 月 22 日 参加者：渋沢会長、吉田愛子、大浦明美、越後谷恒春、山本誠一

2 30 年度に向けて刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）（応用編）の認定社会福祉士認証・認定機構への要録手続き

10 月 24 日 登録書類を認証・認定機構に提出。

12 月 28 日付で認証・認定機構から審査結果「条件付き適」の通知があり、必要事項を修正して提出する予定。

【添付資料】

別紙 1-退会承認対象者一覧（当日配布資料）

※（公社）日本社会福祉士会情報の西暦表示に合わせて年度を西暦表示している。

【報告事項】

2017 年度、（公社）日本社会福祉士会情報に基づき、年会費未納者へ個別に納付書（ゆうちょ銀行払込票）及び文書での請求を 3 回（5 月、8 月、11 月）行ったが、入金及び連絡のないまま現在に至る。

【理事会決議・承認依頼事項】

定款 8 条（会員の資格喪失）

（3）正当な理由なく会費を 2 年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

以上の定款に基づき、別紙 1 に記載の 4 名について退会手続きの承認をお願いする。

【添付資料】

別紙-2-事務管理移行について

【報告事項】

2018 年度より日本社会福祉士会との事務委託契約を解除し、千葉県社会福祉士会の直接管理となることの周知文書を総会資料に同封する。

千社士第 29-号
平成 30 年 2 月 吉日

会 員 各 位

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
会 長 渋谷 茂

事務管理の移行について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、本会の活動にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、本会）は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、日本社会福祉士会）に委託している会員管理及び会費徴収事務について、2018 年 4 月 1 日より事務委託契約を解除し本会に移行、直接管理することを報告させていただきます。

尚、直接管理に伴い、会員各位におかれましては再度の口座引落手続きは不要です。2018 年度より、日本社会福祉士会からの会費引き落としではなく、本会からの年会費引き落としとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

記

1. 引落開始時期 2018 年度（平成 30 年度）から
2. 引落日 2018 年度の会費引落は 4 月 12 日です。
尚、年会費は毎年 4 月 12 日（12 日が休日の場合は金融機関の翌営業日）に引落させていただくこととなりますのでご承知おきください。
3. 引落の金額 千葉県社会福祉士会 年会費 15,000 円（引落手数料として 110 円（税抜）が同時に引落となります）

以上

※事務管理移行後も、日本社会福祉士会との会員情報共有に変更はありません。

（会員番号・氏名・現住所・勤務先情報等）

参考：事務委託契約とは

（1）入・退会事務

（2）入会金および会費の預金口座振替による回収事務（後見名簿登録料等の徴収事務を含む）

お問い合わせ先
一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局
千葉市中央区千葉港 7-1 塚本千葉第五ビル 3 階
TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867
E-mail: office@cschwchiba.com

【報告事項】

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 平成 29 年 11 月 20 日～1月 21 日

【活動報告】

- 11 月 22 日(水)松戸市支援事業訪問
- 25 日(土)三団体研修参加
- 12 月 16 日(土)長生夷隅地域集会参加
- 19 日(火)障害者差別解消アドバイザー(呉市)
- 22 日(金)倫理要綱作業部会参加
- 23 日(土)三団体会長会議
- 福祉と司法の千葉県連絡会参加
- 24 日(日)法人後見監査事前打合せ
- 1 月 9 日(火)子ども応援の輪会場下見
- 11 日(木)こども応援の輪打合せ
- 12 日(金)宮崎障害者差別解消フォーラム講師
- 15 日(月)千葉県健康福祉指導課へ新センターの件三団体会長訪問
- 16 日(火)千葉県社会福祉協議会理事会出席
- 17 日(水)障害者差別解消アドバイザー(郡山市)
- 19 日(金)地域づくりフォーラム参加

◇各種委員会等

【委員推薦】

○平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日 いすみ市社会福祉協議会 法人後見事業運営委員
北山 静香氏

【講師派遣】

○平成 29 年 12 月 22 日 宮城県仙台市役所 障害者差別解消担当相談員事例検討会第 2 回
講師 朽名 高子氏

【後援・協賛】

○平成 29 年 11 月 20 日賛同回答 NPO法人 千葉県精神障害者家族会連合会
精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする要望

○平成 29 年 12 月 10 日 匝瑳市社会福祉協議会
「第 15 回房総(海匝地区)地域福祉実践研究セミナー」後援

○平成 30 年 2 月 17 日 社会福祉法人 大成会 不二学園
「第 32 回自閉症基礎研修」、「第 7 回事例検討グループワーク」後援

【日本社会福祉士会】

○平成 29 年 11 月 23 日 神奈川県社会福祉士会
関東甲信越ブロック社会福祉士会災害連携会議 常陸谷 政彦氏出席

◇その他の活動

- 平成 30 年 1 月 11 日 市川市役所 市川市高齢者虐待防止に関する会議 小川 晴雄氏出席
- 平成 30 年 1 月 12 日 千葉県社会保険労務士会 新年賀詞交歓会
相澤 雅則副会長(代理出席予定)
- 平成 30 年 1 月 24 日 市川市役所 障害者支援課、介護福祉課
市川市審判請求対象者検討会 今川 純子氏出席予定
- 平成 30 年 1 月 26 日 佐倉市役所 成年後見制度利用促進基本計画の具体化に向けた意見交換会
高美 修次氏出席予定
- 平成 30 年 2 月 9 日 千葉県健康福祉部健康福祉指導課
千葉県ホームレス自立支援推進会議 山崎 泰介氏出席予定
- 平成 30 年 3 月 9 日 千葉県社会福祉協議会
平成 29 年度第 2 回千葉県後見支援センター関係機関連絡会議 小川 晴雄氏出席予定

**** 会員情報 ****

12 月 31 日現在正会員:1,468 名 (新入会: 6 名、転入:0 名、転出:2 名、退会:4 名、資格喪失:0 名)

【添付資料】

添付 1-平成 29 年 12 月個別支援以外（月報）

添付 2-平成 29 年 12 月個別支援（月報）

【報告事項】

12 月分月報 別紙のとおり

居住の安定確保支援事業 個別支援以外 平成29年12月 報告書

| 連絡調整 | | | | | | 連絡調整以外、その他 |
|-------|-----------|------|----------|-----|-------------|------------|
| 生活支援課 | 生活支援課以外の課 | 関連機関 | 地域（民間）資源 | その他 | カンファレンス・会議等 | 合計 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | 0 |

居住の安定確保支援事業 個別支援 平成29年 12月 報告書

| NO. | 性別 | 年齢 | 居場所 | 面談回数 | カンファレンス回数 | 連絡調整回数 | 済未 | 転居日 | 終了・継続 | 支援経過 | 添付の有無・種類 | |
|-----|----|----|-----------------|------|-----------|--------|----|-------|-------|--|----------|---------|
| | | | | | | | | | | | 移行前 | 移行後 |
| 10 | 男 | 65 | Nハウス | 5 | 0 | 21 | 未 | | 継続 | 有料老人ホームの面談を12/13に予定していたが、12/8に脳梗塞で市内総合病院へ救急搬送され入院となる。左片麻痺が残り12/18には市内リハビリテーション病院へ転院となる。今後の回復の程度を見て病院から施設への入所となる予定。本人も納得している。 | | |
| 15 | 男 | 76 | M松戸荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 10/6面談。緊急連絡先と携帯電話が無いため、扶助費を貯め、施設の支援を受け携帯電話を購入することに本人は了承していたが、12月分の扶助費を貯金しておらず携帯電話の購入が出来ていない。条件整備できた段階で支援員が同行し転居物件を探す予定。転居について消極的である。 | | |
| 16 | 男 | 66 | M松戸荘 | 0 | 0 | 0 | 済 | 9/28 | 継続 | 9/28転居。10年年金受給要件あり。年金事務所より納付確認書が手元に届いたら、年金手続きを支援する予定。日常生活支障なし。 | | |
| 18 | 男 | 68 | M松戸荘 | 1 | 0 | 1 | 済 | 10/31 | 終了 | 10/3施設長同席の元、再度、移行確認のため面談を行う。本人の希望する物件が見つかり10/31転居。土地勘があり友人も近隣に住み安全・安心な生活が営めているため、12/15日付で居宅移行支援を終了とする。 | | 計画書・評価表 |
| 30 | 男 | 67 | M松戸荘 /市内アパート | 0 | 0 | 0 | 済 | 3/23 | 継続 | 2部屋あるので寝室と居間の生活空間を分離するよう提案。ゴミ出しの方法に理解できない部分があるのか説明時間が必要。歯が無く、お粥を作るなど食形態に配慮している姿勢が見られ評価するも、早急に、義歯作成を促した。5/26～6/3まで、消化器系の疾患で総合病院に入院した。 | | |
| 34 | 男 | 62 | M松戸荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 7/21施設長同席の元、初回面談。居宅移行の主旨、費用負担、布団等の購入支援同行を説明すると本人了承する。携帯電話はないため、扶助費から2ヶ月間貯金をして購入することに本人了承する。条件整備がされた段階で支援員が同行し転居物件を探す予定。 | | |
| 38 | 男 | 43 | M松戸荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 適宜面談を行う予定。統合失調症で精神科受診中。 | | |

| NO. | 性別 | 年齢 | 居場所 | 面談回数 | カンファレンス回数 | 連絡調整回数 | 滞居未済 | 転居日 | 終了・継続 | 支援経過 | 添付の有無・種類 | |
|-----|----|----|-----------------|------|-----------|--------|------|-------|-------|--|----------|---------|
| | | | | | | | | | | | 移行前 | 移行後 |
| 39 | 男 | 34 | M松戸荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 適宜面談を行う予定。就労中。 | | |
| 42 | 男 | 58 | Nハウス /市内アパート | 1 | 0 | 3 | 済 | 3/31 | 継続 | 離婚した妻と本人が連絡を取ったところ離婚届けを妻が出しておらず、妻も自分の故郷へ戻り生活保護を受けていることが分かった。定期受診はしているものの糖尿病の症状は進んでいくばかり、この先の事を考え本人は妻と妻の地元で生活を共にやり直すことを希望している。移管手続きとなるため地区担当CW中心に進めているが、課題は多いようである。 | | |
| 45 | 男 | 68 | YA荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 5/23にYA荘にて初回面談を行う。本人心身の状態から直ぐに居宅移行は出来ず、面談を重ねて判断する必要性もあり一旦M荘に移ることを提案し本人も納得したが、翌日になり本人より撤回したいとの連絡があり、白内障の手術を控えてもいるようなので暫く様子を見ることにした。 | | |
| 47 | 男 | 66 | YO荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 電話で確認したところ、住民票の異動もマイナンバー申請も携帯電話も所持しておらず、先ずは住民票の異動から行うこととし、転出証明書の依頼を前住所地に確認してもらっている。 | | |
| 48 | 男 | 47 | T荘 | 12 | 0 | 25 | 済 | 12/26 | 終了 | 12/11にT荘近くの不動産店へ支援員同行で行きアパートを探す。12/21には初期費用の支払い布団、家具・作器類もCW、支援員と同行で購入し、12/26には転居した。倉庫内に預かってもらっていた以前の家庭道具は倉庫業者の手違いで処分されてしまったが、代用品を転居当日に運び入れてもらい本人も承諾した。転居翌日の12/27には転居先の市役所へ生活保護申請を本人が行い移管となる。その為に居住の安定確保支援事業も終了となる。 | 有 | 計画書・評価表 |
| 52 | 男 | 79 | M松戸荘 | 0 | 0 | 2 | 未 | | 継続 | 介護保険の更新申請の時期となり、主治医を受診。来月H30. 1月に認定調査が行われる予定だが、本人の状態は大きく変わってはいない。 | | |
| 64 | 男 | 58 | M松戸荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 7/14初回面談。就労対象者。居宅移行の主旨、費用負担、布団等の購入支援同行を説明すると本人了承する。市民健診の結果が年度ごとに違ったので東大病院で現病状を診断してもらいたい。その結果で、求職活動を進めたいとの意向あり。 | | |

| NO. | 性別 | 年齢 | 居場所 | 面談回数 | カンファレンス回数 | 連絡調整回数 | 転居未済 | 転居日 | 終了継続 | 支援経過 | 添付の有無・種類 | |
|-----|----|----|--------|------|-----------|--------|------|------|------|---|----------|------------|
| | | | | | | | | | | | フェイスシート | 移行前 移行後 |
| 66 | 男 | 41 | M松戸荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 適宜面談を行う予定。 | | |
| 70 | 男 | 78 | G寮 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 4/27に初回面談を行う。本人はアパートへの転居が安易に出来ると期待していたようだが、高齢であることや今まで収監されていた年月も長く1人暮らしの経験がないこと身内との交流もないこと等課題は多い。施設入所も提案したが、自由になるお金が少ないことが本人としては納得できないようだ。既に住民票の移動は出来ているので先ずはマイナンバーカードの申請を行い暫く様子を伺うことにする。 | | |
| 72 | 男 | 66 | A荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 8/29初回訪問。10年年金受給申請済み。マイナンバー、携帯電話所持。本人から自律神経失調症でいま居宅移行は困難との訴え有。条件が整った段階で、再度面談を行うこととする。 | | |
| 73 | 男 | 77 | G寮 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 適宜面談を行う予定。 | | |
| 74 | 男 | 71 | NO荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 緊急連絡先は実弟に依頼可能だが、引っ越しに向けて家電を揃える準備をしたい希望あり。年金専門員に10年年金の資格の有無を確認依頼したところ、非該当であることが判明。 | | |
| 75 | 男 | 71 | NO荘 | 1 | 0 | 0 | 済 | 8/29 | 終了 | 年金基金の証書も届き、来月H301月には1回目の振込があるとのこと。生活も安定しているのので居佳の安定確保支援事業の支援も終了とする。 | | |
| 76 | 男 | 51 | NO荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 金銭管理が出来ず、その課題がクリアにならないと居宅移行は進めることが出来ず保留とする。 | | |
| 77 | 男 | 67 | NO荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 加給年金が発生しており、それを妻に渡していた事実があるようで現在確認中。それまでは居宅移行支援は保留とする。 | | |
| 78 | 男 | 58 | NO荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 4/26に心疾患のためにN市の総合病院に入院し4/27に手術も行った。経過を見ながら暫く居宅移行は保留とする。 | | |
| 79 | 男 | 43 | Iマンション | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | マイナンバーが交付されたら、銀行口座開設、携帯電話の購入を予定。 | | |

| NO. | 性別 | 年齢 | 居場所 | 面談回数 | カンファレンス回数 | 連絡調整回数 | 済 | 転居日 | 終了 | 支援経過 | 添付の有無・種類 | | |
|-----|----|----|-----------------|------|-----------|--------|---|-------|----|---|----------|-----|---------|
| | | | | | | | | | | | フェイスシート | 移行前 | 移行後 |
| 80 | 男 | 46 | マンション | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | マイナンバーが交付され、銀行口座開設、携帯電話の購入をする予定。 | | | |
| 83 | 男 | 76 | GY荘 | 1 | 0 | 4 | 未 | | 継続 | 大陽がんの経過も良く現在定期受診中。今後の居住についての面談を12/28にGY荘にて行い本人の意向確認をしたところ、施設への入所を希望される。自立高齢者であるために養護老人ホームへの入所提案をしたところ本人も提案に納得する。高齢者支援課へ入居相談をし来月H30.1月には初回面談を行う予定。 | | | |
| 85 | 男 | 69 | Nハウス | 1 | 0 | 9 | 済 | 8/24 | 終了 | 大腸がんでの11/17に高野病院とより、回復することなく、他に転居する。入院中に実況に連絡が取れず、本人は8月に転居したばかりであったが、大家の理解と管理会社の協力でアパート室内の撤去問題なく行われた。居住の安定確保支援事業の支援も終了とする。 | | | 計画書・評価表 |
| 86 | 男 | 57 | NA荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 電化製品の購入のための貯金は進まないで、引越しの予定は立たないとのこと。本人はあまり転居に積極的ではない様子、本人からの希望があれば支援することとし様子を見る。 | | | |
| 87 | 男 | 87 | M松戸荘 | 2 | 0 | 0 | 済 | 10/20 | 継続 | 競輪競技観覧する毎日であるが、炊事、洗濯等に支障なし。12月分水道料金の振込手続きが不慣れなため支援を行い終了とする。12月は手続させず、1月に合算して支払う。 | | | |
| 88 | 男 | 26 | Nハウス /市内アパート | 7 | 0 | 16 | 済 | 11/20 | 継続 | 日中活動の場も決まり1人の生活には慣れてきた。しかし12/18の定期受診で肝機能が非常に高いことが判明する。その後2回の検査で徐々に数値は下がってきているが正常値にはならず、原因は不明、C型肝炎の治療開始は見送りとなる。来月H30.1月の検査の様子を伺う。 | | | |
| 89 | 男 | 81 | A荘 | 0 | 0 | 0 | 未 | | 継続 | 8/29初回訪問。10年年金受給資格なし。住基カード所持、携帯電話所持。緊急連絡先なし。本人から居宅移行の意向あり。条件が整った段階で、再度面談をし、同行し、移行支援行うこととする。 | | | |

| NO. | 性別 | 年齢 | 居場所 | 面談回数 | カンファレンス回数 | 連絡調整回数 | 済未 | 転居日 | 終了・継続 | 支援経過 | 添付の有無・種類 | |
|-----|----|----|------|------|-----------|--------|----|-------|-------|---|----------|-----|
| | | | | | | | | | | | 移行前 | 移行後 |
| 99 | 男 | 35 | M松戸荘 | 4 | 0 | 12 | 未 | | 継続 | 警備会社に就職が決まったと12/13に報告あり。給料はとりあえず日給。1/25日に初給料だが控除があるため、保護費を下回ると見込まれる。25日にまでには引っ越しを済ませる。H30.1/4に物件探しに不動産屋に行く予定。物件確定したら、引っ越し日を決め、買い物を行う予定。 | | |
| 100 | 男 | 59 | M松戸荘 | 7 | 0 | 13 | 済 | 12/25 | 継続 | 11月より市内の酒造工場にて就労しており勤務態度は良好、継続も可能と思われる。12/1に初回面談を行い12/7に不動産店へ同行する。勤務地に近いアパートの契約をし12/25に転居する。勤務日数が年末年始は少なく収入が最低生活費を越えないので暫くは生活保護は廃止にならず様子を見ることとなるが、本人は早い自立を目指している。 | 計画書・評価表 | 計画書 |
| 101 | 男 | 42 | M松戸荘 | 1 | 0 | 4 | 未 | | 継続 | 12/25に初回面談を行う、既にH30.1/5より会計事務所への就職が決まっており、初回の給与で最低生活費を越えるのでH30.1月中には生活保護廃止となる予定。年明けのH30.1/7には松戸荘施設長に協力を頂き、不動産店にてアパート探しをする予定。 | | |
| 合計 | | | | 69 | 0 | 142 | | | | | | |



一般社団法人 千葉県社会福祉士会

平成 29 年度

第 1 回臨時総会

資 料

日 時：平成 30 年 3 月 11 日（日）13：30～ （受付 13：00～）

会 場：ホテルリブマックス千葉美浜 2 階 中会議室

次 第

□開会

□会長挨拶

□議長選出

□議事

| | | |
|---------|------------------|----|
| 議案第 1 号 | 平成 30 年度事業計画について | 2 |
| 議案第 2 号 | 平成 30 年度予算について | 11 |
| 議案第 3 号 | 定款の変更について | 16 |
| 議案第 4 号 | 役員を選任について | 18 |
| 報告第 1 号 | 理事候補者選出選挙の結果について | 19 |
| 報告第 2 号 | 代議員選挙の結果について | 19 |

会員から会へ意見発信する機会を保障するため、議案に対する意見募集を行います。
議案に対しご意見のある方は、本会 Web サイト (<http://www.cswchiba.com/>) を参照の上、平成 30 年 2 月 19 日(月)から同 2 月 28 日(水)必着でご提出願います。

また郵送・ファックスでもご意見を承りますので、千葉県社会福祉士会事務局までご提出ください。

なお、寄せられたご意見は取りまとめの上、会員氏名(姓のみ)および意見内容を Web サイトおよび総会会場にて公開いたします。予めご了承下さい。

＜議案に対するご意見のご提出先＞

※平成 30 年 2 月 28 日(水)必着

名称：一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局

住所：〒260-0026 千葉市中央区千葉港 7 番 1 号

塚本千葉第 5 ビル

FAX：043-238-2867

平成 30 年度事業計画について

以下に掲載する平成 30 年度事業計画書（案）について、総会の承認を求めます。

平成 30 年度事業計画書（案）

1. 基本活動方針

近年、我が国は一億総活躍社会づくりが進められる中、社会福祉分野においては地域包括ケアシステムの推進に加えて、「我が事、丸ごと」の地域づくりに伴い地域のあらゆる住民が役割を持ち支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが求められる為、私たち社会福祉士の役割も様変わりしていくと共に、より一層の期待とその責任の重大さを感じる事となった。

本会は発足以来、社会福祉の援助を必要とする千葉県民の生活と権利を擁護すると共に、福祉に関する知識、技術等の研修を行うことにより、社会福祉事業に携わる職員の福祉サービスの向上と発展を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的として事業を推進してきたが、今後も会員のみならず県内の福祉関係者への更なる啓発、啓蒙活動の必要性が増している。

そのため平成 30 年度も会員相互の一層の連携強化を図るとともに、できるだけ多くの会員が活躍できることを目指した事業計画を作成し、福祉専門職の資質の向上と地域社会へのソーシャルアクションを実現し、県民の期待に応えていける専門職団体となるべく事業展開を実施していく。

2. 平成 30 年度重点事業内容

- I. ソーシャルワーカーの役割の重要性が増していくことを鑑み、他のソーシャルワーカー団体、法律関係者等との連携と協働を図っていく。
- II. 会員名簿の発行による相互のつながりを一層強化し、地域集会の活性化を図ることで組織内外の関係者との連携、協働を目指していく。
- III. 会員相互の更なるつながりと、会の活性化・発展を図る為に、会の魅力を伝える場所や機会を積極的に提供する。
- IV. 行政等からの各種審議会・委員会委員の推薦依頼については、依頼元との信頼を高めるためにも広く会員に公募した上で、厳正に検討し適切な人材を登用していく。
- V. 発足した千葉県社会福祉士会研修センターの研修内容の充実を図り、会員からの満足を得られる研修の場を提供できるようにする。

3. 各委員会・部会

(1) 総務委員会

① 企画部会

- ア 組織の安定的な運営を図るため、地域集会の開催などを通して未入会者の入会を促進させると共に会員間の交流も充実させ組織率の向上を目指す
- ・ 実施時期：事業年度を通じて開催
 - ・ 地域集会など地区単位の活動では、会員に限らず福祉関係者の参加も積極的に募り、他職種とも交流することで会員の資質の向上を図っていく
- イ 組織強化のための活動として他の職能団体との協働を研究する
- ・ 協働予定団体：千葉県医療ソーシャルワーカー協会、千葉県精神保健福祉士協会
 - ・ 研修の共催は継続しつつ連携の強化を図りながら、他の職能団体とも協働できる事業の展開を模索していく

② 広報部会

- ア 機関紙『点と線』の発行
- ・ 年3回発行とし、会員発表の場も包含し内容を充実させる。
 - ・ 特集として普遍的なテーマもしくは時勢の変化に対応したトピックスを取り上げ、会員、県内の社会福祉士及び連携すべき専門職の活動を紹介する
 - ・ 印刷部数：各3,000部 電子メールでの配信も実施
 - ・ 発送先：会員のほか、行政、千葉県内の社会福祉士養成校・社会福祉施設等に発送
本会の研修事業などと連携し会員外への配布の機会を増やす
 - ・ 購読費：会員は会費に含まれる。行政、社会福祉施設、県民への社会福祉士のPRのための配布分は無料とする
- イ ホームページの更新（随時）
- ・ 対象者：県民及び会員、社会福祉士試験の受験資格者等
 - ・ 内容：会の活動情報、社会福祉士求人情報、その他社会福祉に関連する有益な情報の提供

(2) 総合相談委員会

総合相談委員会では千葉県から委託されている事業を中心に活動しているが、恒常的にマンパワーが不足しており、今後も協力者の確保が継続した重点項目である。

① 地域包括支援部会

- ア 高齢者虐待防止対策研修および高齢者虐待対応現任者標準研修事業（受託事業）
- ・ 対象者：市町村職員、地域包括支援センター職員、中核地域生活支援センター職員等
 - ・ 内容：千葉県から受託し、①初任者向けの研修②日本社会福祉士会の開発したプログラムをもとに地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う
 - ・ 千葉県および日本社会福祉士会から受託し、地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う
- イ 高齢者虐待対応専門職チームへの参加（受託事業）

- ・千葉県から受託し、千葉県弁護士会と協働して、市町村や地域包括支援センター等からの要請に応じて高齢者虐待対応の支援を行う
- ウ 子ども・子育て支援に関する取り組み
 - ・こども食堂全国ツアーから端を発し、千葉県社会福祉士会として「支援の包括的な取り組み」を見据え、児童福祉に係る事業への取り組みを強化する。導入として、他団体と協働する「広がれこども応援のわ」を軸に事業を展開する
- エ その他
 - ・上記以外にも千葉県が主催する①千葉県認知症対策推進協議会（年 2 回）、②千葉県認知症対策推進作業部会（年 3 回）、③認知症専門職研修体系構築事業後の研修体系の検討会に部会から委員を選出している。①及び②の目的としては、適切な医療やケアの提供、相談や見守り体制の充実及び認知症に関する理解の普及促進等の総合的な認知症対策の推進であり、平成 31 年 3 月 31 日までの任期がある。②は、①の下部組織で認知症対策の個別的な課題として具体的に検討を行うために設置されている。③について平成 30 年度の詳細は未定

② 相談事業部会

ア 無料相談事業（県民対象）

- ・対象者：一般県民
- ・開催場所：県内各地域（年 1 回程度）
- ・内容：各種福祉サービスの利用に関する相談

イ 無料相談事業（学生等対象）

- ・対象者：福祉系大学の学生及び福祉施設での勤務希望者
- ・開催場所：福祉のしごと就職フェア会場・福祉のしごと就職ガイダンス会場等
- ・開催回数：年 2 回程度
- ・内容：福祉施設等への就職に関する相談、社会福祉士国家資格取得に関する相談

(3) 研修委員会

① 地域貢献事業 研究大会（県民公開講座）

- ・実施時期：平成 30 年 5 月頃（総会に併せ実施）
- ・対象者：県民及び保健・福祉・医療等関係者、会員等

② 基礎研修実施事業（日本社会福祉士会 委託事業）

ア 基礎研修Ⅰ

- ・実施時期：平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月（申込日程、課題提出期間も含む）
- ・講義及び演習：集合研修①② 2 日間

イ 基礎研修Ⅱ

- ・実施時期：平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月（申込日程、課題提出期間も含む）
- ・講義及び演習：集合研修 11 日間

ウ 基礎研修Ⅲ

- ・実施時期：平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月（申込日程、課題提出期間も含む）
- ・講義及び演習：集合研修 11 日間

※日本社会福祉士会監修による基礎研修プログラムはⅠ、Ⅱ、Ⅲ合わせて一つと考える

③ 社会福祉士実習指導者の養成

ア 社会福祉士実習指導者講習会

- ・ 実施時期：平成 30 年 11 月中旬頃（平成 29 年 6～7 月頃にチラシ配布）
- ・ 定員：45 名（非会員者も含む）
- ・ 内容：実習指導者の育成を図り、会員同時の交流と専門家としての質の向上を図る
- ・ 内容：実習指導者としての更なる高みを学び、自己研鑽を図ることを目的とする

イ 淑徳大学講師派遣

- ・ 淑徳大学正課カリキュラム「卒後教育と人間開発」（4 年生対象）
- ・ 実施時期：平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月頃
- ・ 内容：4 年生が就職後予想される多種多様な支援事例を説明・解説し、最新の支援方法を学ぶ目的にて、各分野に精通した講師を 27 回派遣する

④ 社会福祉士取得支援（国家試験受験対策）事業

ア 東京成徳大学 キャリアアップ講座

- ・ 実施時期：平成 30 年 9 月～12 月頃
- ・ 内容：国家試験受験対策講座として全 19 回講師を派遣予定

イ 和洋女子大学 キャリアアップ講座

- ・ 実施時期：平成 30 年 9 月～12 月頃
- ・ 内容：国家試験受験対策講座として全 19 回講師を派遣予定

ウ 民間企業との協働により、インターネットを利用した受験者支援システムを展開。国家試験解答解説も併せて実施する

⑤ 独自研修事業

ア 基礎研修修了者対象 ワンアップ研修

- ・ 実施時期：平成 30 年 3 月～平成 30 年 7 月頃（申込開始日含む） 定員：20 名
- ・ 実施回数：年 1 回（2 日間）1 日目講義、2 日目演習
- ・ 内容：事例検討の手法を確認し、根拠ある支援と理論を結びつける考え方を知り、社会福祉士として専門性を高めていく

イ グループソーシャルワーク研修会

〔社会福祉士が関わるグループディスカッション研修技術を学ぼう〕

- ・ 実施時期：平成 30 年 9 月頃、平成 31 年 3 月頃 同じ研修 2 回（申し込み開始日含む）
- ・ 定員：50 名（非会員も参加可能）
- ・ 実施回数：年 2 回に分けて開催（講義、グループワーク）1 回受講料：5,000 円
- ・ 内容：集団を取りまとめる上での気づきや注意点、更にファシリテーター体験を通して専門職としての質の向上を目的とする

(4) 権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会

権利擁護センターぱあとなあ千葉は、社会福祉の援助を必要としている人々の生活と権利を擁護する諸活動を行うため、成年後見人等の受任要請に応える体制づくり、制度に関する啓発活動、権利擁護に関する相談事業、調査研究活動などを行う。

① 受任要請に応える体制づくり

ばあとなあ千葉は、家庭裁判所や自治体からの後見人候補者推薦依頼に回答してきた歴史があり、推薦者として後見人の質の担保を確約し、推薦する後見人のレベルを保証しなければならない。また、家庭裁判所から組織・団体への指導・監督強化を要請されており、専門職後見人として専門的スキルを研鑽し社会的地位の向上に努める。

<研修内容>

ア 必須登録員研修

- ・ 実施回数：年3回（6月、11月、2月）
- ・ 内容：後見活動に必要な事柄について基本的事項を学び、1日研修を年3回行い、最低1回の参加を義務とする。

イ レベルアップ研修

- ・ 実施回数：年2回
- ・ 内容：3年以上、後見人としての経験を積んだ受任者を対象とするレベルアップのための研修。

ウ ばあとなあ千葉サポート

- ・ 実施回数：年9回
- ・ 内容：経験が浅い受任者の支援を目的として、未受任及び初めて受任してから満3年未満の登録員を対象に、年4回以上の参加を義務とする。終了後の「個別相談」では個別具体的に相談・支援していく。

エ 支援者のための成年後見活用講座

- ・ 実施回数：年1回
- ・ 内容：成年後見制度の発足と同時に「支援者のための成年後見制度活用講座」を会員・一般に対して開講している。来年度も公益性を重視して継続する。

オ テーマ別弁護士との事例検討会

- ・ 実施回数：年12回
- ・ 内容：受任中の登録員の支援を目的として、後見等活動における法的な課題について、事例を通して弁護士と参加者で検討、スキルアップに繋げていく勉強会。

<支援体制>

ア 研修部会

- ・ 成年後見人等候補者の養成、ばあとなあ千葉登録員・準登録員や一般向けの研修に関連する業務を行う。

イ コーディネート部会

- ・ 月2回の「コーディネート会議」で、家庭裁判所だけでなく市区町村役所・地域包括支援センター等に対して候補者を推薦するとともに、コーディネーターが受任者からの電話やメールの相談に対応し、必要に応じて同行訪問を実施するなど受任者支援を行う。

ウ 業務管理部会

- ・ 年1回提出された活動報告書の精査を行い、多数受任者、サポートの必要な受任者、希望者との面談（6月～9月）を行い、活動状況について相談・助言など支援していく。

- ・ 質の高い家庭裁判所への報告書が提出できるように、必須登録員研修や「ぱあとなあ千葉サポート」において、指導を行う。
 - ・ 研修の参加の有無、活動報告書の提出とその内容、名簿登録の際の提出書類など、家庭裁判所に対する提出書類の徹底を重点事項として、個別のサポートに力を入れていく。
 - ・ 法人後見に係わる体制整備や法人監査などの業務を担う。
- エ リスクマネジメント部会
- ・ 成年後見人等の活動において共通する課題（リスク）への対応について、調査・対応策の検討等に関する業務を行う。

② 成年後見制度の普及・啓発

社会福祉の援助を必要としている人々や判断能力が不十分な人々の生活や権利を守るための活動として成年後見人等の育成、権利擁護に関する相談事業（電話相談・訪問相談）を引き続き実施していく。

<内容>

- ア 成年後見人材育成研修、名簿登録研修
- ・ 実施時期：7月～11月
 - ・ 内容：成年後見人材育成研修は、成年後見人として受任することを目的とせず、成年後見制度に関する必要な知識を学ぶ。また、名簿登録研修は「権利擁護センターぱあとなあ千葉」後見人候補者名簿に登録し、受任できる会員を養成する
- イ 電話相談・訪問相談
- ・ 実施回数：毎週2回（火曜日、木曜日） 10時～16時
 - ・ 内容：成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問や問い合わせ等に、専門職後見人が専門的知識及び識見をもって応えることにより、成年後見制度の周知・普及・発展に寄与する
- ウ 市民後見人育成等の支援
- ・ 各自治体、地域包括支援センター、地域住民等から各講座への講師派遣要請に対して支援を行う。

③ 課題への取組み

- ア 無報酬・低報酬の事案について
- ・ 被後見人等の保有財産が極めて少なく、また、市町村の「成年後見制度利用支援事業」が利用できないなどのため、無報酬もしくは低報酬とならざるを得ない事案について助成の実施、在り方、財源の確保などについて制度や整備の見直しをおこなう。
- イ 未成年後見
- ・ アンケート調査を検討し、研修内容や未成年後見などの要望や実情の把握につとめる。
 - ・ 未成年後見と成年後見の基本的な差異や内容の違いなど必要な研修を実施し、未成年後見受任候補者の育成を進める。
- ウ 成年後見制度利用促進法
- ・ 基本理念では、成年後見制度の3つの理念の明文化が図られ、身上監護の重要性が明確になり国と地方公共団体に成年後見制度の利用促進についての責務があることが明記された。
 - ・ 後見人の職務の重点は財産管理にあるという今までの認識を改め、後見人の職務の中核は本人の身上

監護にあるとする認識を普及させるため、関係機関連絡会などで家庭裁判所・地方公共団体に働きかけを行う。

- ・保有資産の多寡や申立人の有無を問わず「必要な人が必要な時に利用できる制度」実現のために、行政による成年後見制度全体に対する公的な支援システムの拡充に向け、他団体とも連携して 公的機関、関係団体へ要望書の提出など推進活動を行う。

エ 他団体との連携

- ・弁護士会、司法書士会、その他関係団体と連携を図り、研修会の共同企画や連絡会を設け、権利擁護をはじめ成年後見制度の課題などを協働で検討する。

オ ぱあとなあ千葉の活動が、継続的・発展的におこなえる基盤整備を検討する。

- ・社会福祉士会の組織構成（運営委員会・各部会など）をはじめ勤務内容（勤務型・独立型）の特性を生かせる環境や活動の場を確保するため、会費等（名簿登録料・負担金等）の見直しをおこなう。
- ・ぱあとなあ千葉の活動や会員が安心して活動に取り組めるように、各種の規則・報告書などの内容を検討して、整備を図る。

④ その他

- ・広報：登録員に対する広報活動として「ぱあとなあ千葉ニュース」を年4回発行。
- ・「ぱあとなあ千葉」全体会 開催時期：平成31年3月予定
（状況報告・方針提示・意見の吸い上げ・質問、疑問への回答）
- ・専門職後見人として、期待される「独立型社会福祉士」の経営研究会を立ち上げ、より良い「経営・運営・育成」を研究していく。
- ・苦情相談：苦情相談に対応し迅速な解決に努める。
- ・法人後見の受任（成年後見人等・成年後見監督人等の受任の検討）
特に組織的対応が必要なケースに関して、法人として成年後見を受任する。
- ・後見人等候補者推薦依頼のとりくみとしてオンライン化を検討する。
- ・パンフレット及び出版物の発行
- ・運営委員会（8回）及び部会（随時）で課題の検討等行う。
- ・ぱあとなあ千葉「登録員のしおり」を整備して登録員へ配布する。

(5) 司法福祉委員会

① 委員会内で司法福祉（刑事）に関する事例検討の実施

- ・定期的な委員会において、司法福祉（刑事）に関する事例検討を行い、委員の分析力と実践力を高めるとともに、司法福祉に関して広く情報を発信していく。

② 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の開催

- ・実施時期：7月の土日開催予定 定員40名
- ・内容：司法福祉に関心のある会員に対し、研修等を通じて、制度政策に関して理解を深める機会を増やす。そのため、認証された分野専門科目研修であり、旧専門分野別研修と位置づけられた「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の開催を継続する。

③ 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」の開催

- ・実施時期：10月の土日開催予定 定員40名
- ・内容：実践的な研修として「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」を行い、更なる司法福

社の実践理論の構築を会員に提供する。修了者は刑事司法ソーシャルワーカーとして委員会に登録することによって活躍していく。

④ 学習会の開催

- ・ 実施回数：年間 3 回予定
- ・ 内容：民法や刑法の改正等に関する最新情報や関連機関の現状を知る。

⑤ マッチング支援事業

- ・ 内容：刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）修了者を登録員として登録し、弁護士会からの要請に応じて登録員を推薦する。必要に応じ、当該登録員にアドバイスを行う等の体制を整える。実践を積み重ね、刑事司法ソーシャルワークの実践力を強化する。
- ・ 罪を犯した高齢者や障がい者の権利を擁護する福祉的支援につなげていくことで、社会福祉士の専門性を活かし社会に貢献していく。
- ・ 弁護士会刑事弁護委員会との協議を定期的に開催し、事業の検証や情報交換を行う。

(6) その他

① 千葉県社会福祉士会災害対策委員会

- ・ 『千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドライン』に沿い、大規模災害等発生時に会として自律的に活動するための準備活動を行い、実際に発生した今までの対応と同様に会三役と連携し対応の中心となり活動する。また、激甚災害等の発生時には当会会員のみならず、千葉県医療ソーシャルワーカー協会、千葉県精神保健福祉士協会の会員にも活動費等同様の支援を促す。
- ・ 日本社会福祉士会及び他団体が実施する災害対策、防災に関連したテーマの研修に積極的に参加する。
- ・ 「被災地支援活動協力会員リスト」を作成、更新し、大規模災害等発生時に県内外の被災地支援活動を行う準備を行う。また、関係機関と連携し、被災地支援活動における協力関係を構築する。
- ・ 東日本大震災、熊本県震災等、必要とされる支援内容が刻々と変化している状況である。発災後の会員の派遣支援の充実を図り、現地の状況・情報を入手し支援活動を継続していく。
- ・ 千葉県内の団体が、各団体の主体性を尊重し、相互に連携して効果的な活動ができるよう、平時から顔の見える関係づくりを目的とし発足した、千葉県災害ボランティア連絡会へ加入し組織を超えた多角的な支援にも努める。

② 千葉県社会福祉士会倫理委員会

会員による倫理綱領違反が疑われる事案が発生した場合、引き続き日本社会福祉士会の綱紀委員会と協力して対応するが、今後は当会として主体的に苦情対応に取り組める体制を目指していく。倫理規則策定作業部会を立ち上げ、日本社会福祉士会の苦情対応ガイドラインを参考にし、定款や規則等の関連条項の見直しを行い新たな規程を作成する。

③ 社会福祉士ささえあい制度配分委員会

- ・ ささえあい制度配分委員会は、「一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則」に基づき、会員から納付された負担金を資金として、公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への支援を行っている。
- ・ 毎年負担金の納付額が配分額を上回っている状況が続いており、平成 28 年度第 1 回臨時総会において負担金規則の変更が承認され、総会後の理事会にて負担金納付の中断が決定された。

- ・ 現在、ささえあい制度は抜本的な見直しをしている最中であるが、今年度も引き続き配分委員会は開催し、会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償に充てるものとしていく。
- ・ 配分委員会は、総務委員会・総合相談委員会・研修委員会・ぱあとなあ千葉・司法福祉委員会・災害委員会の代表者各1名により構成され、原則年2回の開催を予定している。

④ 【松戸市居住の安定確保支援事業業務委託】

平成28年度から松戸市より委託を受けている本事業も2年目に入り、市内だけでなく市外の無料低額宿泊所等に入所している生活保護受給者に対しての支援も積極的に進めている。

業務内容は、長期にわたって無料低額宿泊所等に入所している状態にある生活保護受給者を対象に、民間賃貸住宅または社会福祉法に規定する事業を行うための施設等への入所を促進するとともに、入居した後も地域で安定した生活を維持し円滑に定着できるよう継続して支援し、もって自立を促すことにある。人員は、松戸市役所生活支援課内に常勤の居宅移行支援員1名と非常勤の居宅移行支援員2名を（平成29年11月から1名増員）配置し、関係機関と連携しながら日々相談支援業務にあっている。平成30年度も支援目標数である年間18名以上の転居を目指し、事業受託の継続を目指して鋭意交渉中である。

想定委託期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

想定委託金額：12,000,000円

議案第2号

平成30年度予算について

以下に掲載する平成30年度収支予算書(案)について、総会の承認を求めます。

<平成30年度予算に関する基本的な方針>

- 前年度までは、新規事業や委託事業で詳細が決まっていなかった事業については収支を1,000円として項目建てしておりましたが、今年度からは事業の概算を記載しています。
- 平成30年度から、日本社会福祉士会との会員管理の事務委託契約を解除することにより会費支出は大幅に削減されています。
- 年度途中においても、理事会で承認された必要な新規事業が速やかに実施できるよう予備費を増額しています。

収入の部

| 科目 | | | H29予算額 (H29.6補正反映) | H30予算額 | H30予算額－ H29予算額 | 備考 | |
|-----|-----|--------|--|------------|-------------------|----------|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | | |
| 1 | 会費等 | | 24,828,000 | 25,468,000 | 640,000 | | |
| | 1 | 会費収入 | 22,328,000 | 22,818,000 | 490,000 | | |
| | | 1 | 正会員会費 | 21,800,000 | 22,550,000 | 750,000 | 29.10現在正会員数を1,470名×15000円+ (新規50名×10000円) |
| | | 2 | 準会員会費 | 18,000 | 6,000 | △12,000 | 2000円×3名 |
| | | 3 | 賛助会員会費 | 10,000 | 12,000 | 2,000 | 10000円×1社 2000円×1名 |
| | | 4 | 負担金 | 0 | 0 | 0 | 平成29年度に中断 |
| | | 5 | 入会金 | 500,000 | 250,000 | △250,000 | (H28.9末新規69名×5000円) (H30 新規50名×5000円) |
| | 2 | 登録料 | 2,500,000 | 2,650,000 | 150,000 | | |
| | | 1 | ばあとなあ名簿登録料 | 2,500,000 | 2,650,000 | 150,000 | 265名×10,000円 |
| 2 | 事業費 | | 21,023,365 | 24,272,000 | 3,248,635 | | |
| | 2 | 総合相談事業 | 1,512,000 | 1,810,000 | 298,000 | | |
| | | 2 | 高齢者虐待防止対策研修会(県事業) | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 | H30受託額は未定 |
| | | 3 | 高齢者虐待対応専門職チーム | 210,000 | 210,000 | 0 | H30受託額は未定 |
| | | 5 | スクールソーシャルワーカー研修→子ども・子育て支援に関する取組(H30名称変更) | 1,000 | 0 | △1,000 | H29年度新規スクールソーシャルワーカー研修からH30年度名称変更(子ども・子育て支援に関する取組) 他団体と協働する「広がれこども応援の輪」 |
| | | 6 | 千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂事業 | 1,000 | 300,000 | 299,000 | H30事業実施及び受託額は未定 |

収入の部

| 科目 | | | H29予算額 (H29.6補正反映) | H30予算額 | H30予算額- H29予算額 | 備考 |
|-----|-------------|----------------------------------|-----------------------|------------|-------------------|-------------------------------|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| 3 | 研修事業 | | 4,539,000 | 7,028,000 | 2,489,000 | |
| | 3 | 基礎研修Ⅰ | 897,000 | 673,000 | △ 224,000 | 80名×2日開催 生涯研修センター事業 |
| | 4 | 基礎研修Ⅱ | 1,200,000 | 1,080,000 | △ 120,000 | 30名×12日開催 生涯研修センター事業 |
| | 5 | 基礎研修Ⅲ | 650,000 | 1,500,000 | 850,000 | 30名×9日開催 生涯研修センター事業 |
| | 6 | ジェイン-教育研究所web模試問題作成 | 1,000 | 1,250,000 | 1,249,000 | 社会福祉士国家試験の受験対策と模試問題の作成 |
| | 7 | 社会福祉士取得支援講座(大学等) | 1,000 | 1,300,000 | 1,299,000 | 東京成徳大学・和洋女子大学受験対策講座 |
| | 8 | 実習指導者養成研修⇒実習指導者講習会(H30名称変更) | 450,000 | 480,000 | 30,000 | H30名称変更(実習指導者講習会) 40名×2日開催 |
| | 9 | 実習指導者フォローアップ研修⇒H30廃止 | 350,000 | 0 | △ 350,000 | H30廃止 |
| | 10 | 淑徳大学4年次正課プログラム⇒淑徳大学講師派遣(H30名称変更) | 540,000 | 480,000 | △ 60,000 | H30名称変更(淑徳大学講師派遣) |
| | 12 | 社会福祉士ワンアップ研修(基礎研修ⅠⅡⅢ修了者) | 100,000 | 125,000 | 25,000 | 25名×2日開催 |
| | 13 | 社会福祉士ファシリテーター研修 | 350,000 | 140,000 | △ 210,000 | 25名×2回開催 |
| 4 | ばあとなあ千葉運営事業 | | 2,155,000 | 2,254,000 | 99,000 | |
| | 1 | 委員会費⇒ばあとなあ委員会運営費(H30名称変更) | 0 | 0 | 0 | H30名称変更(ばあとなあ委員会運営費) |
| | 4 | 成年後見制度活用講座 | 196,000 | 210,000 | 14,000 | 24名×2日開催 |
| | 5 | 成年後見人養成研修(委託集合研修) | 750,000 | 660,000 | △ 90,000 | 12名×5日開催 |
| | 6 | 法人後見事業 | 216,000 | 240,000 | 24,000 | 1件 |
| | 11 | ばあとなあ千葉ニュース | 80,000 | 80,000 | 0 | |
| | 13 | 新規登録員研修⇒H30廃止 | 20,000 | 0 | △ 20,000 | H30廃止 成年後見人養成研修にて、名簿登録研修として実施 |
| | 14 | 必須登録員研修 | 200,000 | 250,000 | 50,000 | 延250名 3回開催 |
| | 15 | 千葉サポート | 225,000 | 250,000 | 25,000 | 延250名 9回開催 |
| | 16 | レベルアップ研修 | 180,000 | 120,000 | △ 60,000 | 60名×2回開催 経験3年以上 |
| | 18 | テーマ別弁護士との事例検討会 | 288,000 | 384,000 | 96,000 | 16名×12回開催 |
| | 19 | 【H30新規】独立型社会福祉士事業サポート | 0 | 60,000 | 60,000 | H30新規 年4回研修開催 |
| 5 | 司法福祉 | | 690,000 | 600,000 | △ 90,000 | |
| | 2 | 司法福祉学習会⇒H30廃止 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | H30廃止、マッチング支援の中で学習会開催 |
| | 3 | 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(基礎編) | 300,000 | 300,000 | 0 | 20名×2日開催 |
| | 4 | 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(応用編) | 300,000 | 300,000 | 0 | 20名×2日開催 |
| | 5 | マッチング支援 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | 8回開催 H30は登録料なし |
| | 6 | 弁護士会との共同事例集の作成⇒H30廃止 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | H30廃止 |
| 6 | その他 | | 12,127,365 | 12,580,000 | 452,635 | |
| | 1 | 千葉県社会福祉士会災害対策委員会 | 0 | 40,000 | 40,000 | 千葉県が被災した場合の義援金受入科目 |
| | 2 | 災害対策研修 | 1,000 | 140,000 | 139,000 | 14万円のうち、7万円は共同募金会 |
| | 7 | 居住確保支援事業 | 12,126,365 | 12,000,000 | △ 126,365 | H30受託額は未定 H29実績 |
| | 9 | 【H30新規】社会福祉士会活性化事業 | 0 | 300,000 | 300,000 | H30新規 会の発展と会員のつながり強化に取り組む事業 |
| | 10 | 【H30新規】講師派遣事業 | 0 | 100,000 | 100,000 | H30新規 会に直接講師派遣依頼があった際の科目 |
| 3 | 助成金 | | 100,000 | 0 | △ 100,000 | H28決算ベース |
| 4 | 寄付金 | | 150,000 | 50,000 | △ 100,000 | H28決算ベース |
| 5 | 繰越金 | | 1,000 | 0 | △ 1,000 | H28決算ベース |
| 6 | 雑収入 | | 350,000 | 300,000 | △ 50,000 | H28決算ベース |
| 総計 | | | 46,452,365 | 50,090,000 | 3,637,635 | |

支出の部

| 科目 | 中項目 | 小項目 | H29予算額 (H29.6補正反映) | H30予算額 | H30予算額－ H29予算額 | 備考 |
|----|--------|--|-----------------------|------------|-------------------|---|
| 1 | 会費 | | 7,350,000 | 344,000 | △ 7,006,000 | |
| 1 | 会費 | | 7,350,000 | 344,000 | △ 7,006,000 | |
| | 1 | 日本社会福祉士会 正会員会費 | 7,350,000 | 344,000 | △ 7,006,000 | (1470人×200円)+(50人×1000円)日本会へ |
| 2 | 事業費 | | 22,781,000 | 29,076,000 | 6,295,000 | |
| 1 | 総務事業 | | 1,573,000 | 1,745,000 | 172,000 | |
| | 1 | 企画部会運営費 | 15,000 | 20,000 | 5,000 | |
| | 2 | 三団体協働事業費 | 15,000 | 105,000 | 90,000 | 拠出金10,000円 通信費90,000円 |
| | 3 | 福祉人材定着対策費 | 250,000 | 450,000 | 200,000 | 地域集會会場補助5,000円×20回 H30～新規講師補助10,000円×20回 |
| | 4 | 名簿作成費⇒H30廃止 | 200,000 | 0 | △ 200,000 | H30廃止 事務費に計上 |
| | 5 | パンフレット作成費⇒ H30廃止(広報誌作成 費に含む) | 1,000 | 0 | △ 1,000 | H30廃止(パンフ作成費は広報誌作成費へ) |
| | 6 | 広報誌作成費 | 1,044,000 | 1,068,000 | 24,000 | 「点と線」年3回 パンフレット2,000部 |
| | 7 | 広報役務費⇒H29廃止 広報誌作成費と 統合 | 0 | 0 | 0 | H29廃止 |
| | 8 | 広報部会運営費 | 36,000 | 90,000 | 54,000 | |
| | 9 | WEB維持管理費 | 12,000 | 12,000 | 0 | ホームページの維持経費 |
| 2 | 総合相談事業 | | 1,447,000 | 1,755,000 | 308,000 | |
| | 1 | 委員会費⇒総合相談 委員会運営費(H30名 称変更) | 45,000 | 45,000 | 0 | H30名称変更(総合相談委員会運営費) |
| | 2 | 高齢者虐待防止対策 研修会(県事業) | 1,100,000 | 1,110,000 | 10,000 | |
| | 3 | 高齢者虐待対応専門 職チーム | 240,000 | 240,000 | 0 | |
| | 4 | 無料相談事業 | 60,000 | 60,000 | 0 | 県民及び学生等対象 |
| | 5 | スクールソーシャル ワーカー研修⇒子ど も・子育て支援に関す る取組(H30名称変更) | 1,000 | 30,000 | 29,000 | |
| | 6 | 千葉県高齢者虐待対 応マニュアル改訂事 業 | 1,000 | 270,000 | 269,000 | |
| 3 | 研修事業 | | 3,304,000 | 5,593,000 | 2,289,000 | |
| | 1 | 委員会運営費⇒研修 委員会運営費(H30名 称変更) | 60,000 | 60,000 | 0 | H30名称変更(研修委員会運営費) |
| | 2 | 県民公開講座(研究 大会・総会) | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| | 3 | 基礎研修Ⅰ | 788,000 | 664,000 | △ 124,000 | |
| | 4 | 基礎研修Ⅱ | 884,000 | 1,036,000 | 152,000 | |
| | 5 | 基礎研修Ⅲ | 473,000 | 1,053,000 | 580,000 | |
| | 6 | ジェイシー教育研究 所web模試 問題作 成 | 1,000 | 1,130,000 | 1,129,000 | |
| | 7 | 社会福祉士取得支援 講座(大学等) | 1,000 | 640,000 | 639,000 | |
| | 8 | 実習指導者養成研修 ⇒実習指導者講習会 (H30名称変更) | 250,000 | 250,000 | 0 | H30名称変更(実習指導者講習会) 40名×2日開催 |
| | 9 | 実習指導者フォロー アップ研修⇒H30廃止 | 74,000 | 0 | △ 74,000 | H30廃止 |
| | 10 | 淑徳大学4年次正課 プログラム⇒淑徳大 学講師派遣(H30名称 変更) | 456,000 | 370,000 | △ 86,000 | |
| | 11 | 千葉県生涯研修セン ター委員会 | 0 | 0 | 0 | H29～その他事業へ移動 |
| | 12 | 社会福祉士ワンアップ 研修(基礎研修Ⅰ ⅡⅢ修了者) | 37,000 | 90,000 | 53,000 | |
| | 13 | 社会福祉士ファシリ テーター研修 | 180,000 | 200,000 | 20,000 | |

支出の部

| 科目 | | | H29予算額 (H29.6補正反映) | H30予算額 | H30予算額－ H29予算額 | 備考 |
|-----|-------------|-----------------------------|-----------------------|-----------|-------------------|--------------------------|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| 4 | ばあとなあ千葉運営事業 | | 5,178,000 | 5,433,000 | 255,000 | |
| | 1 | 委員会費⇒ばあとなあ委員会運営費(H30名称変更) | 216,000 | 300,000 | 84,000 | ばあとなあ全体会予算21,500円含む |
| | 2 | 部会交通費 | 188,000 | 180,000 | △ 8,000 | 計16回 5つの部会交通費 |
| | 3 | 相談事業 | 583,000 | 583,000 | 0 | 週2回電話相談 |
| | 4 | 成年後見制度活用講座 | 160,000 | 188,000 | 28,000 | |
| | 5 | 成年後見人養成研修(委託集合研修) | 646,000 | 557,000 | △ 89,000 | |
| | 6 | 法人後見事業 | 199,000 | 230,000 | 31,000 | |
| | 7 | 活動報告書読み込み作業 | 502,000 | 537,000 | 35,000 | 1次:1250件 2次:100件 |
| | 8 | 日本会登録員負担金等 | 400,000 | 371,000 | △ 29,000 | 1400円×265名 |
| | 9 | 渉外活動 | 219,000 | 292,000 | 73,000 | 家裁、他団体、市町村に計8回 パンフ6,500部 |
| | 10 | 受任者面接 | 310,000 | 315,000 | 5,000 | 20回 |
| | 11 | ばあとなあ千葉ニュース | 244,000 | 244,000 | 0 | 年4回発行 |
| | 12 | コーディネート会議 | 567,000 | 567,000 | 0 | 4名×24回 |
| | 13 | 新規登録員研修⇒H30廃止 | 20,000 | 0 | △ 20,000 | H30廃止 |
| | 14 | 必須登録員研修 | 250,000 | 247,000 | △ 3,000 | |
| | 15 | 千葉サポート | 175,000 | 225,000 | 50,000 | |
| | 16 | レベルアップ研修 | 140,000 | 101,000 | △ 39,000 | |
| | 17 | 家裁事務報告書指導 | 56,000 | 56,000 | 0 | 5回 |
| | 18 | テーマ別弁護士との事例検討会 | 303,000 | 340,000 | 37,000 | |
| | 19 | 【H30新規】独立型社会福祉士事業サポート | 0 | 100,000 | 100,000 | H30新規 年4回研修開催 |
| 5 | 司法福祉 | | 590,000 | 568,000 | △ 22,000 | |
| | 1 | 司法福祉委員会⇒司法福祉委員会運営費(H30名称変更) | 90,000 | 91,000 | 1,000 | H30名称変更(司法福祉委員会運営費) |
| | 2 | 司法福祉学習会⇒H30廃止 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | |
| | 3 | 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(基礎) | 195,000 | 195,000 | 0 | |
| | 4 | 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(応用編) | 187,000 | 220,000 | 33,000 | |
| | 5 | マッチング支援 | 70,000 | 62,000 | △ 8,000 | |
| | 6 | 弁護士会との共同事例集の作成⇒H30廃止 | 18,000 | 0 | △ 18,000 | H30廃止 |

支出の部

| 科目 | | | H29予算額 (H29.6補正反映) | H30予算額 | H30予算額－ H29予算額 | 備考 |
|-----|------|------------------------|-----------------------|------------|-------------------|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| 6 | その他 | | 10,689,000 | 13,982,000 | 3,293,000 | |
| | 1 | 千葉県社会福祉士会 災害対策委員会 | 500,000 | 540,000 | 40,000 | 被災地支援90日分 |
| | 2 | 災害対策研修 | 1,000 | 126,000 | 125,000 | 1回 |
| | 3 | 千葉県社会福祉士会 倫理委員会 | 50,000 | 100,000 | 50,000 | |
| | 4 | 社会福祉士ささえあ い制度配分委員会 | 27,000 | 30,000 | 3,000 | 3回 |
| | 5 | 選挙管理委員会 | 30,000 | 100,000 | 70,000 | |
| | 6 | 法人監査業務委員会 | 45,000 | 100,000 | 55,000 | |
| | 7 | 居住確保支援事業 | 10,000,000 | 12,000,000 | 2,000,000 | |
| | 8 | 千葉県生涯研修セン ター | 36,000 | 36,000 | 0 | |
| | 9 | 【H30新規】社会福祉 士会活性化事業 | 0 | 860,000 | 860,000 | H30新規 会の発展と会員のつながり強化に取り組む事業 |
| | 10 | 【H30新規】講師派遣 事業 | 0 | 90,000 | 90,000 | H30新規 会に直接講師派遣依頼があった際の科目 |
| 3 | 事務費 | | 15,850,000 | 17,510,000 | 1,660,000 | |
| | 1 | 一般物品費 | 500,000 | 500,000 | 0 | 会員管理用事務消耗品代 |
| | 2 | 印刷製本費 | 1,050,000 | 1,250,000 | 200,000 | 総会資料2回30万、封筒15万、コピー機カウンター4.5万×12か月 |
| | 3 | 役務費 | 750,000 | 830,000 | 80,000 | 前期/総会通知2回(1500名×@77円×2回=23万)、NTT(2万×12か月)、切手代等 |
| | 4 | 慶弔費 | 30,000 | 30,000 | 0 | |
| | 5 | 賃金等 | 9,900,000 | 11,100,000 | 1,200,000 | 常勤契約3名、パート1名(社保・労働保険料・通勤費も含む) |
| | 6 | 使用料 | 1,750,000 | 1,760,000 | 10,000 | 塚本関係123万、コピー機等リース料31万(年リース・保守料含む)、パソコンリース料22万 |
| | 7 | 委託料 | 600,000 | 600,000 | 0 | 深澤税理士58.3万 |
| | 8 | 役員費用弁償 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| | 9 | 役員旅費 | 450,000 | 450,000 | 0 | 代議員旅費を含む |
| | 10 | 役員選挙事務費 | 150,000 | 220,000 | 70,000 | 選管ハガキ、選挙公示ハガキ2回 |
| | 11 | 保険料 | 100,000 | 200,000 | 100,000 | |
| | 12 | 雑費 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| 4 | 租税公課 | | 550,000 | 550,000 | 0 | |
| 5 | 敷金支出 | | 0 | 0 | 0 | |
| 6 | 予備費 | | 695,000 | 1,410,000 | 715,000 | |
| 7 | 配分金 | | 2,100,000 | 1,200,000 | △ 900,000 | H28実績参考 |
| 総計 | | | 49,326,000 | 50,090,000 | 764,000 | |

定款の変更について

次ページに掲載する、一般社団法人千葉県社会福祉士会定款を変更することについて、総会の承認を求めます。

(提案理由)

- 代議員選挙の実施日を1月から3月までと期間を拡大することで、選挙と総会の日程が調整しやすくなるため。
- 条番号に誤りがあったため。
- 予算の作成及び変更を理事会の承認のみとすることで、年度途中において新たな事業が必要となった場合などでも総会を待たず事業開始の検討ができるため。

※ 定款の変更が承認された場合、事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類の承認を得るための総会は不要となるため毎年の臨時総会は開催されず、原則、総会は定時総会のみで開催となります。

定款新旧対照表

| 旧 (改正前) | 新 (改正案) |
|---|--|
| <p>一般社団法人千葉県社会福祉士会定款</p> <p style="text-align: right;"><制定>平成 24 年 10 月 28 日 <最新改正>平成 27 年 3 月 7 日</p> | <p>一般社団法人千葉県社会福祉士会定款</p> <p style="text-align: right;"><制定>平成 24 年 10 月 28 日 <最新改正>平成 30 年 4 月 1 日</p> |
| <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(種別)</p> <p>第 5 条 第 1 項～第 5 項 (略)</p> <p>6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする)。</p> <p>第 7 項～第 10 項 (略)</p> <p>第 6 条～第 35 条 (略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 36 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 37 条～第 44 条 (略)</p> | <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(種別)</p> <p>第 5 条 第 1 項～第 5 項 (略)</p> <p>6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、<u>1 月から</u>3 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする)。</p> <p>第 7 項～第 10 項 (略)</p> <p>第 6 条～第 35 条 (略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 37 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 38 条～第 45 条 (略)</p> |

改正箇所は、下線が引かれた部分となります。

議案第4号

役員を選任について

役員（会員外理事）の辞任にあたり、以下の通り役員を選任することについて総会の承認を求めます。

| No. | 役職 | 候補者名 | 備考 |
|-----|----|-------|----------------------------|
| 1 | 理事 | 山本 尚江 | 会員外理事：新任（千葉県医療ソーシャルワーカー協会） |

<補足説明>

役員を選任決議については、関係法令に適合するために候補者1名ずつ議決する必要があります。なお役員任期は平成30年6月の定時総会終結の時までとなります。

報告第1号

理事候補者選出選挙の結果について

選挙管理委員から選挙結果を報告します。

報告第2号

代議員選挙の結果について

選挙管理委員から選挙結果を報告します。